

各都道府県消防防災主管部局 御中

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)

個別避難計画作成等への支援策等について（周知）

防災行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年通常国会に「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」が提出され、国会での審議を経て4月28日に成立し、5月10日に公布され同月20日に「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）が施行され、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難の実効性確保に向け、個別避難計画の作成に取り組むことが、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）において市町村の努力義務となりました。（別紙1）

「避難行動要支援者の避難に係る取組の準備及びこれに伴う地方財政措置の拡充等について」（令和3年1月29日付け内閣府防災担当、消防庁防災課連名の事務連絡。以下「1月29日付け事務連絡」という。）（別紙2）において、優先度を踏まえた個別避難計画の作成及び作成経費に対する地方交付税措置についてお示しするとともに、消防防災・福祉・保健・医療などの関係部局と十分連携を図り、避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた取組の検討及び実施準備を着実に進めていただけるよう、お願いしたところです。

今般、「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が施行されたことを踏まえ、政府においては個別避難計画の作成を促進するため、支援策等について、これまでお示ししているものを含め、下記の通り講じることとしていることをお伝えするとともに、市町村においては、こうした支援策等も活用し、福祉・保健・医療など関係部局の綿密な連携を図り、実効性ある個別避難計画の作成に取り組んでいただくようお願いいたします。また、作成・活用方針等を検討し、必要な条例、予算、地域防災計画の変更等について速やかに対応いただくようお願いいたします。

また、今般の制度改正において、下記のとおり、高齢者や障害者等が避難する福祉避難所等について公示事項の明確化や避難情報の避難指示への一本化等を講ずることとしており、円滑な施行や周知の協力をお願いします。これらの事項は、避難先及び避難開始時期として個別避難計画に密接に関連する事項となります。

貴都道府県におかれては、こうしたことについて、管内の市町村に周知するとともに、管内市町村と連携し、必要な支援を行っていただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1. 優先度を踏まえた個別避難計画の作成及び作成経費に対する地方交付税措置について

作成に際しては、要介護度3～5の高齢者や身体障害者手帳1級・2級等を所持している者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、計画作成の優先度が高いと地方公共団体が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでいただきたいと考えていること。

また、その作成経費は、これまでの事例等から、福祉専門職等の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度を要するものと想定していること。

これらを踏まえ、令和3年度より、市町村における個別避難計画の作成経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとされていること。

### 2. 個別避難計画の作成への支援策について

#### (1) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

避難行動要支援者の避難行動支援に関して、留意すべき事項及び関連する参考となる事項をまとめたものであり、5月20日に、有識者会議や災害対策基本法等の一部を改正する法律の内容を踏まえ、個別避難計画の作成の具体的手順を示す等の改定を行い、公表しました。

※URL: <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/index.html>

都道府県・市町村におかれては、本取組指針について消防防災・福祉・保健・医療など関係部局が共有・活用して個別避難計画の作成の取組を進めていただくようお願いします。

#### (2) 個別避難計画作成モデル事業（別紙3）

市町村や地域の防災、福祉の関係者が連携する取組であって、地域の実情に応じた特色のある取組を行う自治体を支援し、その成果をモデルとして全国に展開するため、令和3年度政府予算において、モデル事業を実施しており、5月から取組が開始しています。

今後、全国の市町村・都道府県の間において、定期的にモデル事業に取り組む市町村、府県の取組状況を共有する場や、お互いに相談できる意見交換の場を設け、自治体間で得られた知見を効果的に共有できる機会を提供することとしています。具体的には、都道府県を通じて、別途、連絡を行う予定です。

#### (3) 活用可能性のある既存の補助制度（別紙4-1、別紙4-2）（別紙5）

市町村が優先度の高い方について作成する個別避難計画の対象や作成期間の目途については、1に記載したところですが、

- ① 国土交通省所管の「防災・安全交付金」（別紙4-1）については、別紙4-2で示されるような考え方に合致する場合には、個別避難計画の作成に活用できる可能性があることから、市町村においては、個別避難計画の作成を加速させるため、当該交付金の担当部局に必要な情報を共有するとともに、交付金の活用について相談するようお願いいたします。

- ② また、農林水産省所管の「農山漁村地域整備交付金」（別紙5）については、施設整備（基幹事業）と一体となって、施設整備の効果を一層高めるために必要な取組を「効果促進事業」として交付金の対象としており、個別避難計画の作成に活用できる可能性があることから、市町村においては、個別避難計画の作成を加速させるため、当該交付金の担当部局に必要な情報を共有するとともに、交付金の活用について相談するようお願いいたします。

### 3. 福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定について

本ガイドラインは、福祉避難所の確保・運営に関して留意すべき事項及び参考となる事項をまとめたものであり、有識者会議において福祉避難所が指定避難所として公示されると、受入れを想定していない被災者等が避難してくることを懸念するとの意見や災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令の内容を踏まえ、5月20日に、福祉避難所ごとに受入対象者を特定した公示や、受入対象者の福祉避難所への直接の避難についての具体的手順を示す等の改定を行い、公表しました。

※URL: [http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/r3\\_guideline.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/r3_guideline.html)

都道府県、市町村におかれては、本ガイドラインについて、消防防災主管部局や福祉・保健・医療などの関係部局とも共有・活用して、指定福祉避難所の確保や避難所の運営支援に取り組むとともに、制度見直しの円滑な施行に取り組んでいただくようお願いいたします。

### 4. 新たな避難情報に関する周知に関する依頼（別添チラシ）

災害対策基本法等の一部を改正する法律が令和3年5月20日施行されたことにより、避難勧告・避難指示が避難指示へ一本化され、新たな避難情報が発令されるようになります。

避難情報は命に関わる重要な情報であるため、避難行動要支援者にも認識いただく必要があります。国において指定公共機関、メディア等とも連携し周知を行っていきます。都道府県・市区町村においても積極的な周知をお願いします。さらに、避難行動要支援者が利用する施設等における周知は効果的であると考えているため、以下のとおり新たな避難情報に関するチラシを周知いただきますようお願いいたします。

<協力依頼内容>

- ① 「新たな避難情報に関する周知チラシ」（別添。以下「チラシ」という。）を印刷し、都道府県や市町村、社会福祉法人等の施設等の避難行動要支援者の目に触れる場所に掲示するなど、避難行動要支援者や福祉関係者等が適切なタイミングで避難できるように、ご活用ください。（掲示スペースに限りがある場合は、新たな避難情報を記載している表面を優先して掲示して下さい。）
- ② 避難訓練等でのチラシの配布のほか、避難行動要支援者の自宅を訪問する機会のある民生委員・介護支援専門員・相談支援専門員等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の自宅訪問時のチラシの手交等により、避難行動要支援者への周知に協力を依頼してください。

(本件連絡先)

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)付

藤田、近藤、松崎 03-5253-2111(代表)、03-3501-5191(直通)

# 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

内閣府(防災担当)

## 趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

## 改正内容

### 1. 災害対策基本法の一部改正

#### ①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

##### 1) 避難勧告・避難指示の一本化等

###### <課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート  
 ・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%  
 ・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

###### <対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

##### 2) 個別避難計画（※）の作成

###### <課題>

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合  
 令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%

###### <対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。

任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%  
 任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐付く情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

##### 3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受け入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

#### ②災害対策の実施体制の強化

##### 1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

##### 2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置（※）

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

##### 3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

### 2. 内閣府設置法の一部改正

#### 内閣府における防災担当大臣の必置化

### 3. 災害救助法の一部改正

#### 非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

## 目標・効果

### ○広域避難に関する取組の推進

広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

公布日：令和3年5月10日

施行期日：令和3年5月20日

事務連絡  
令和3年1月29日

各都道府県消防防災主管部局 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難生活担当）  
消防庁国民保護・防災部防災課

避難行動要支援者の避難に係る取組の準備及び  
これに伴う地方財政措置の拡充等について

防災行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、令和3年通常国会に「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」（以下「法律案」という。）の提出が予定されており、成立した場合には、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難の実効性確保に向け、地方公共団体に対し、個別避難計画の作成について取組の充実が求められることとなります。また、福祉避難所については、受入対象者を限定して公示する制度の創設を予定しています。

これらの取組に関しては、「令和3年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」（令和3年1月22日付け総務省自治財政局財政課事務連絡。別紙1）及び「消防庁の令和3年度当初予算案、令和2年度第3次補正予算案及び令和3年度の消防防災に関する地方財政措置の見通しを踏まえた留意事項について」（令和3年1月22日付け消防庁総務課事務連絡。別紙2）で周知されているとおり、上記法律改正に伴い令和3年度より新たに地方交付税措置を講ずることとされているほか、緊急防災・減災事業債について対象事業を拡充した上で継続されることとされております。

貴職におかれましては、下記に御留意の上、関係部局と十分連携を図り、避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた取組の検討及び実施準備を着実に進めていただくとともに、貴都道府県関係部局及び管内市区町村へ周知いただきますようお願いいたします。

1. 個別避難計画

（1）優先度を踏まえた個別避難計画の作成及び作成経費に対する地方交付税措置について作成に際しては、要介護度3～5の高齢者や身体障害者手帳1級・2級等を所持している者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、計画作成の優先度が高いと地方公共団体が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んで

いただきたいと考えていること。

また、その作成経費は、これまでの事例等から、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度を要するものと想定していること。

これらを踏まえ、令和3年度より、市町村における個別避難計画の作成経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとされていること。

なお、内閣府においては、令和3年春頃に、作成の参考となる「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定、公表する予定である。

## (2) 作成推進のためのモデル事業について

令和3年度政府当初予算案において、自治体における効果的・効率的作成手法を構築するため、作成経費を支援するモデル事業を実施することとしているので応募を検討されたいこと（別紙3参照）。

なお、後日内閣府より、モデル事業の募集方法などについて別途御案内する予定である。

## 2. 福祉避難所

### (1) 福祉避難所の制度の見直し等について

内閣府令等の改正により、福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示して指定する新たな制度を創設する予定であり、これを踏まえ、福祉避難所の指定避難所としての指定を一層進められたいこと。受入対象者を特定して公示することにより、指定避難所としての指定が進み、受入対象者への支援内容の検討や必要な物資の備蓄、非常用発電機等の設備の準備等を一層進め、一般の避難所で過ごすことに困難を伴う障害者等の福祉避難所への直接の避難を促進していくことにもつながると考えていること。

以上を踏まえ、内閣府において、令和3年春頃に内閣府令及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を改定、公表する予定である。

### (2) 緊急防災・減災事業債の活用の検討について

地方公共団体が、指定避難所として指定されている福祉避難所や社会福祉施設である福祉避難所の防災対策を行う場合には、引き続き緊急防災・減災事業債を活用して整備を進めることが可能であるため、積極的な活用を検討されたいこと

また、令和3年度からは、社会福祉法人等の福祉施設等<sup>※</sup>における豪雨対策に対して補助する場合も、新たに同事業債の活用が可能となったため、当該福祉施設等が指定避難所として指定されている場合の福祉避難所の機能の強化に当たっても積極的な活用を検討されたいこと。

※ 社会福祉法人等の福祉施設等には、社会福祉法人の福祉施設や、学校法人の特別支援学校や幼稚園等が含まれる。

#### <連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
藤田参事官補佐、近藤事務官、石尾事務官（1. について）  
赤司参事官補佐、長谷川事務官、秋吉事務官（2. について）  
TEL 03-3593-2849（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課  
神田災害対策官、館野係長、清水事務官  
TEL 03-5253-7525（直通）

# 個別避難計画 作成モデル 事業（概要）

- 令和3年度において、自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築するため、モデル事業を実施。（事業を実施するモデル団体は、市町村事業34団体、都道府県事業18団体）

## <内容>

### 1 モデル事業の実施（効果的・効率的なモデルの創出、展開）

モデル事業は、④市町村が実施する「市町村事業」（特別区も市町村事業の対象となる。）、⑤都道府県が⑥の市町村事業を支援する「都道府県事業」がある。

### 2 自治体間によるノウハウ共有の場の提供

定期的に④、⑥の取組状況を共有する場や、お互いに相談できる意見交換の場を設け、自治体間で得られた知見を効果的に共有できる機会を提供する予定。

### 3 成果の普及（内閣府ポータルサイト立上げ、成果発表会の開催、報告書・事例集の作成など）

本業務で得られた知見をポータルサイト、成果発表会、報告書・事例集等により、全国の自治体に対する普及・啓発を行う予定。

④市町村事業・・・計34団体

個別避難計画の作成プロセスの構築に取り組む市町村の事業  
(注・特別区も市町村事業の対象となる。)

⑤都道府県事業・・・計18団体  
域内の市町村事業の成果等を共有する場を設け、意見交換をして改善し、構展開することなどに取り組む都道府県の事業

## <1-①モデル事業応募の必須要件>

- (A) 市町村の防災担当や福祉担当等の関係部署が共同して事業を実施する体制があること。  
※応募の際に都道府県の取組も合わせて提案する場合は、都道府県についても、防災担当や福祉担当等の関係部署が共同して事業を実施する体制があること。
- (B) 地域の介護・福祉に関する職種団体等、庁外の関係者と連携した取組であること。
- (C) 個別避難計画を作成する者の優先度を検討し、要支援者の心身の状況に応じた作成プロセスを構築する取組であること。
- (D) 個別避難計画を実際に作成すること。

## <スケジュール>

日程	内容
令和3年5月～令和4年3月まで	事業実施期間
6月15日(火)	キックオフミーティング
6月30日(水)	合同研修会
7月以降	ノウハウ共有ミーティング
令和4年3月	成果発表会

## <1-②モデル事業における地域の実情に応じた取組例>

応募の必須要件に加え、地域の実情に応じた特色のある取組を行う。  
(取組例)

- 福祉専門職（介護支援専門員や相談支援専門員）の参画に関するもの
- 福祉専門職（介護支援専門員や相談支援専門員）以外の関係者の参画に関するもの
- 優先度の高い方について個別避難計画の作成を完了するまでの事業計画に関するもの
- 避難行動要支援者名簿掲載者全員について個別避難計画の作成を完了するまでの事業計画に関するもの
- 個別避難計画を広く普及させるための効率的な手法等に関するもの
- 本人・地域記入の個別避難計画に関するもの
- 多様な災害リスクに対応した個別避難計画の作成に関するもの
- 福祉避難所への直接避難に関するもの
- 特別支援学校に関するもの
- 難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの
- 地区防災計画との連動に関するもの
- 防災・減災の整備等と個別避難計画等のソフト事業との一体的な検討に関するもの
- 住民への周知・啓発や避難支援等実施者の確保に関するもの

## 個別避難計画作成モデル事業実施団体（モデル団体）一覧

No.	都道府県名	市区町村名	市町村事業名（※1）	取組概要	都道府県事業の有無（※2）
1	宮城県	仙台市	個別避難計画作成に係る事業手法及び課題の検討	現在の本市の災害時要援護者情報登録制度を検証するとともに、真に避難支援を要する者についての個別避難計画を効果的かつ着実に作成できるようにするため、事業手法や課題を検討し、事業計画及びマニュアルの各案を策定する。	○
2	茨城県	古河市	医療的ケア児・者等を対象とした個別避難計画作成事業	市内関係課、保健所、訪問看護ステーション等の協力を得ながら、在宅で人工呼吸器装着等を装着している医療的ケア児・者を対象とした災害時の個別避難計画の作成を試行的に実施し、効果的な作成手法及び今後の実施体制の確立を目指す。	
3	茨城県	常総市	「マイタイムラインを活用した包括連携型地域社会作り」【OTPIS】 Our Timeline Planning in Ibaraki South（国、県、大学と連携し地域社会の共助による個別避難計画作成を重視する）	筑波大学と連携して優先度を判定し、近隣市や福祉事業所とも連携し実効性のある個別避難計画の作成を検討する。個別避難計画の作成と併せて、迅速かつ正確な安否確認の方法を検証する。	○
4	茨城県	つくばみらい市	「マイタイムラインを活用した包括連携型地域社会作り」【OTPIS】 Our Timeline Planning in Ibaraki South（国、県、大学と連携し地域社会の共助による個別避難計画作成を重視する）	筑波大学と連携して避難行動要援護者の優先度を判定し、個別避難計画の作成支援をする。課題として福祉避難所への移動・移送について、支援者の確保及び移送可能な体制を整備し、常総市からの広域避難者の受け入れ体制を構築する。	
5	群馬県	館林市	避難行動要援護者個別避難計画作成のためのモデル事業	市防災・福祉部門に加え館林市社会福祉協議会も参画した策定体制を構築し、共助と公助の役割分担と連携を念頭に、地域住民や福祉専門職も参画した個別避難計画の作成とその運用の仕組みづくり、モデル事業による検証をおこない、実効性を高めていく。	○
6	群馬県	榛東村	住民支え合いマップづくりと運動した個別避難計画作成事業	榛東村社会福祉協議会と連携の下、地域住民同士が避難行動要援護者等の状況、地域課題等について地図上で情報を把握、共有して課題解決に向けて話し合つ中で、優先度の高い避難行動要援護者等について実効性のある個別避難計画を作成する。	
7	東京都	江戸川区	江戸川区災害時避難行動要援護者対策事業	避難行動要援護者対策として、福祉専門職（介護支援専門員・相談支援専門員）や地域避難支援者と連携をして、より優先度の高い要援護者に対して個別避難計画の作成を推進していくことにより、要援護者と福祉避難所・地域避難支援者との平時からの顔の見える関係性の構築を促進する。	○
8	神奈川県	川崎市	高齢者個別避難計画作成等モデル事業	地域を特定したうえで、避難行動で支援が必要な高齢者を対象に、民間福祉事業者や関係団体と連携し、モデル的に個別避難計画の策定を行う。	
9	神奈川県	茅ヶ崎市	自助・共助・公助の連携による要援護者の避難のための取組	避難行動要援護者支援制度の課題と要援護者の避難に関する現状を踏まえ、①真に避難支援が必要な者の把握、②「避難行動シート（＝個別避難計画）」の作成、③避難支援体制の確保の3つの取組みを進める。	—
10	新潟県	村上市	地域防災と介護・福祉等の関係者が必要な者の範囲等を検討し、個別避難計画の作成に繋げるとともに、地域において持続可能な避難支援体制の構築を目指す。	地域防災と介護・福祉等の関係者が参画し、要援護者の災害リスクや心身の状況等の適切な評価、避難支援が必要な者の範囲等を検討し、個別避難計画の作成に繋げるとともに、地域において持続可能な避難支援体制の構築を目指す。	○
11	福井県	永平寺町	令和3年度 永平寺町個別避難計画作成事業	個別避難計画作成モデル事業を活用し個別避難計画を広く普及させるための効果的な手法を学び、町内の同意増加と個別避難計画の推進を図る。	—
12	長野県	長野市	優先度を踏まえた個別避難計画の作成～災害福祉カンタンマップの実証実験～	市内モデル地区において、福祉・介護事業所、住民の協働による優先度を踏まえた個別避難計画作成の実証実験を実施し、今後、全地区において個別避難計画を作成していく際のモデルを構築する。	—

No.	都道府県名	市区町村名	市町村事業名（※1）	取組概要	都道府県事業の有無（※2）
13	静岡県	富士市	【静岡県モデル事業】個別避難計画（災害時ケアプラン）の市内展開促進事業	個別避難計画（災害時ケアプラン）の作成促進に関する講演会等及び個別避難計画を作成する者の優先度等についての検討会議を開催すること等を通じ、個別避難計画の作成を市内全域に展開する。	○
14	愛知県	犬山市	災害時に避難できる犬山へ～実効性のある支援をめざして～	福祉専門職や民生委員児童委員等と連携し、災害時の役割分担や支援のタイミングを明確にした、より実効性のある個別避難計画を作成するプロセスを構築する。	—
15	滋賀県	高島市	「滋賀モデル」との連携による高島市個別避難計画作成事業	滋賀県における避難行動要支援者の個別避難計画推進に係る、防災と保健・福祉の連携促進モデル「滋賀モデル」と連携し、高島市がこれまで推進してきた要配慮者個別支援計画の取り組みを拡充して取り組む。	○
16	京都府	福知山市	福知山市避難のあり方推進事業 災害時ケアプランモデル実施事業	令和元年度から2年度にかけて行った「福知山市避難のあり方検討会」の最終とりまとめの方向性に基づき、市の要配慮者の避難体制構築の推進を図るとともに、災害時ケアプラン策定のモデル実施に取り組む。	○
17	大阪府	豊中市	豊中市災害時個別避難計画推進事業	介護保険・障害福祉サービス事業者等の福祉専門職や民生委員・児童委員や校区福祉委員会等と検討し、個別避難計画の構式等を作成。モデル地区にて避難訓練を実施し、地域住民等の意見を反映させながら個別避難計画を作成する。	○
18	大阪府	熊取町	個別避難計画策定推進事業	介護支援専門員等の福祉専門職が、個別避難計画の策定のプロセスに参加することにより個別避難計画の策定率向上を目指す。地域住民と介護支援専門員等をつなぐ橋渡しの役割をコミュニティソーシャルワーカーが担う。	○
19	兵庫県	明石市	災害時要配慮者に対する個別支援計画の作成	近い将来発生が予想される南海トラフ地震などの災害時においても迅速かつ確実に安全が確保できるよう、地域等への避難行動要支援者名簿の提供拡大及び活用の促進を図るとともに、避難支援が必要な要配慮者ひとり一人に応じた個別支援計画の作成を促進する。	○
20	兵庫県	宝塚市	連携と協働による災害時要援護者支援制度促進事業	民生児童委員連合会の避難支援組織への手上げて制度が全学的な取組となっており、認知度が低いことや支援者不足など課題も多い。庁内外を問わず連携・協働して個別避難計画を作成し周知することで、課題の解決や、みんなが助かる・助け合う地域づくりを進める。	○
21	兵庫県	丹波市	災害種別に対応した実効性の高い個別避難計画の基準、事務フローの作成事業	個別避難計画作成上の最も困難な避難所までの移動方法について、「公」がどこまで関わられるか、またどのような対象者ならば「公」の関りが適切と認められるのかの基準を作成する。	○
22	岡山県	岡山市	岡山市逃げ遅れゼロを目指す防災戦略 ～みんなの命をつなぐプロジェクト～	災害種別や計画作成の取組の進捗度合い等の異なる市内3地区をモデル地区に選定し、自主防災組織を中心とした地域住民、庁内外の防災と福祉の関係者等とが連携し、要支援者の心身の状況に応じた計画作成プロセスモデルの構築を目指す。	○
23	広島県	広島市	自助、共助、公助を組み合わせた個別避難計画の作成促進事業	自助（本人記入の個別避難計画の様式の設定）、共助（モデル学区における地域による個別避難計画の作成）、公助（介護支援専門員の参画による個別避難計画の作成）の取組を組み合わせ、個別避難計画の作成促進を行う。	○
24	広島県	三原市	防災と福祉との連携による避難行動要支援者の避難支援体制づくり事業	地域・福祉専門職・防災の活動者が参画して、防災と福祉との連携による避難行動要支援者の避難支援体制づくりを行う。また、市民避難行動促進「三原スタイル」構築連携協議会の部会で、検証・助言を行う。	○
25	徳島県	小松島市	避難行動要支援者の避難行動支援事業	要配慮者が自助・互助について自分事として捉え、共に考えられるような実効性のある個別避難計画の作成を進め、みなど高等学園等がある発達障がい者総合支援ゾーンを活用した避難先の確保について関係機関と検討する。	○

No.	都道府県名	市区町村名	市町村事業名(※1)	取組概要	都道府県事業の有無(※2)
26	愛媛県	四国中央市	四国中央市防災・福祉連携避難行動要支援者対策促進事業	これまで着手であった高齢者の個別避難計画作成を促進するため、介護支援専門員の情報提供を受けながら、自主防災組織等地域の関係者が避難行動要支援者の個別避難計画の検証を行う一連の流れをモデルとして構築する。	○
27	愛媛県	東温市	東温市防災・福祉連携避難行動要支援者対策促進事業	社会福祉協議会が個別避難計画作成のコーディネーターとなっており、福祉専門職に情報提供という形で関わっており、それらの情報を基に地域住民主体で計画を作成し実行性を検証する一連の取組のモデルを構築する。	○
28	高知県	黒潮町	黒潮町要配慮者避難支援対策推進事業	「防災」をテーマに関係機関と地域資源をつなぎながら、自助・共助互助・公助の役割分担を認識し、住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことができるまちを目標に、要配慮者の避難支援について実効性のある取組みを目指す。	○
29	佐賀県	鳥栖市	避難行動要支援者個別避難計画作成支援のためのモデル事業	日頃から要支援者を把握している専門職や関係機関と連携し、効果的・効率的な個別避難計画作成プロセス構築を目指すとともに、要支援者本人や家族に平時の備えを促し、防災意識の向上を図る。	—
30	長崎県	長崎市	避難行動要支援者支援事業	災害発生時のより具体的な備えとなるよう個別避難計画の内容の見直しや、優先順位を設けたうえで介護支援専門員の参画による個別避難計画策定に重点をおいて推進する。	○
31	熊本県	益城町	災害に負けない地域のつながりづくり事業 ～個別避難計画を活用した地域のつながりづくり～	避難支援計画作成や避難支援に係る地域の負担を分散するために、地域の支援者(民生委員等)と避難支援者(自主防災組織等)の役割を明確化し、平時・災害時共に各支援者が協力できる体制構築のための検証を行う。	—
32	大分県	別府市	別府市インクルーシブ防災事業	インクルーシブ防災の取組として、難病患者等の医療的ケアを要する方の個別支援計画を作成する。	—
33	宮崎県	延岡市	延岡市避難行動要支援者支援検討事業	地域・福祉専門職・行政に加え、個別避難計画策定に精通した専門家にも参画いただき、検討会を開催するとともに、個別避難計画作成に携わる「個人」「地域」「福祉専門職」の方々が簡易かつ一定の精度をもって計画づくりができるよう支援ツールを作成する。	○
34	沖縄県	那覇市	地域における個別避難計画作成事業	個別避難計画の作成を促進するには地域住民の協力が必要であることから、那覇市社会福祉協議会がコーディネーターを行い、要支援者本人やその家族、校区まちづくり協議会などの地域団体と連携し個別避難計画を作成する。	○

※1 市町村事業・・・個別避難計画の作成プロセスの構築に取り組み市町村の事業(計34団体)

(注：特別区も市町村事業の対象となる。)

※2 都道府県事業・・・域内の市町村事業の成果等を共有する場を設け、意見交換をして改善し、横展開することなどに取り組み都道府県の事業(計18団体)

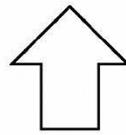
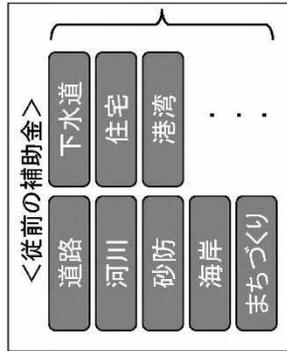
## 個別避難計画作成への活用の可能性がある制度

## — 国土交通省所管の防災・安全交付金 —

- ・地方公共団体等が行う、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みについては、国土交通省所管の「防災・安全交付金」で支援されています。地方公共団体等は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3～5年の「社会資本総合整備計画」（以下、「整備計画」という。）を作成します。国は整備計画に対し国費を配分し、地方公共団体等は、整備計画へ配分された国費の範囲内で、整備計画内の各事業へ自由に国費を充当できます。また、整備計画の目標実現のための基幹的な社会資本整備事業（基幹事業）のほか、目標実現のため基幹事業と一体となって、その効果を一層高めるために必要なソフト事業等についても、一定の範囲内で「効果促進事業」として実施可能です（例：ハザードマップの作成）。
- ・市町村が行う周辺住民の個別避難計画の作成が、整備計画の基幹事業と一体となり、基幹事業の効果を一層高めるために必要な取組みであれば、効果促進事業として実施できる場合があります。
- ・防災・安全交付金の活用を検討される場合は、個別避難計画の作成について、地方公共団体等の防災・安全交付金担当部局に情報共有し、当該部局が行う基幹事業の効果促進事業になり得るかを、ご相談下さい。
- ・なお、本内容については、国土交通省と調整済である。

# 社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金

- ◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。
- ◇ 防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設。



**社会資本整備総合交付金**  
(成長力強化や地域活性化等につながる事業)

平成29年度予算	: 8,940億円
平成30年度予算	: 8,886億円
令和元年度予算	: 8,713億円※1
令和2年度予算	: 7,627億円※1
令和3年度予算+令和2年度補正予算	: 7,469億円※2

**防災・安全交付金**  
(「命と暮らしを守るインフラ再構築」、「生活空間の安全確保」を集中的に支援)

平成29年度予算	: 1兆 1,057億円
平成30年度予算	: 1兆 1,117億円
令和元年度予算	: 1兆 3,173億円※1
令和2年度予算	: 1兆 388億円※1
令和3年度予算+令和2年度補正予算	: 1兆 2,786億円※2

※1 臨時・特別の措置を含む。  
 ・令和元年度予算 社会資本整備総合交付金:350億円、防災・安全交付金:2,767億円  
 ・令和2年度予算 社会資本整備総合交付金:349億円、防災・安全交付金:2,541億円  
 ※2 令和3年度当初予算と令和2年度第3次補正予算を合わせた「15か月予算」。  
 ・令和3年度当初予算 社会資本整備総合交付金:6,311億円、防災・安全交付金:8,540億円  
 ・令和2年度第3次補正予算 社会資本整備総合交付金:1,157億円、防災・安全交付金:4,246億円

## 両交付金の概要

- ◇ 地方公共団体は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3～5年の「社会資本総合整備計画」を作成。(国は整備計画に対して国費を配分)
- ◇ 計画へ配分された国費の範囲内で、地方公共団体が自由に計画内の各事業(要素事業)へ国費を充当。
- ◇ 基幹事業(道路、河川等の16事業)の効果を一層高めるソフト事業(効果促進事業)についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。

# 社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の対象事業

住宅・社会資本の整備



効果促進事業

整備計画に掲げる  
政策目標の達成  
(成果指標で事後評価)

住宅・社会資本の整備

基幹事業

- 道路 ○ 港湾 ○ 河川 ○ 砂防
- 下水道 ○ 海岸 ○ 都市公園 ○ 市街地
- 住宅 ○ 住環境整備 等

## (社会資本整備総合交付金の例)

- ・産業・観光振興等による活力ある地域の形成  
例) 都市公園の整備 
- ・民間投資を誘発する取組  
例) PF等を活用した下水汚泥固形燃料化施設等の導入 

## (防災・安全交付金の例)

- ・インフラ老朽化対策  
例) 港湾施設の補修 
- ・生活空間の安全確保  
例) 子供の移動経路等の交通安全対策 
- ・事前防災・減災対策  
例) 河川堤防の緊急対策 

## 効果促進事業

- 計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務
- 全体事業費の2割用途

## (社会資本整備総合交付金の例)

- ・アーケードモールの設置・撤去  
例) 観光案内情報板の整備 
- ・観光案内情報板の整備
- ・社会実験(レンタサイクル、道路の歩行者優先化等)
- ・計画検討・策定(景観計画、住生活基本計画等)

## (防災・安全交付金の例)

- ・ハザードマップの作成・活用  
例) ハザードマップの作成・活用 
- ・防災教育、防災訓練の実施
- ・災害時のための資機材整備(マンホールトイレ、可搬式ポンプ等)  
例) 防災訓練の実施 
- ・遊具の修繕

※このほか、社会資本整備円滑化地籍整備事業(社会資本整備と地籍調査の連携を図り、社会資本の最大効果を図る観点から行う地籍整備事業)等がある。

事務連絡  
令和3年6月22日

各地方公共団体等 防災・安全交付金担当課 御中

国土交通省大臣官房  
社会資本整備総合交付金等総合調整室

### 個別避難計画の作成に係る防災・安全交付金の活用について（周知）

平素より、国土交通行政の推進について、ご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

頻発化する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、令和3年5月20日に「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）が施行されました。改正法では、避難行動要支援者の避難の実効性確保に向け、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされており、今後は、市町村が個別避難計画の作成を進めることとなります。

ハザードマップの作成や防災訓練の実施等については、従前より、基幹事業として実施される社会資本整備と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業であることから、防災・安全交付金の効果促進事業として支援しているところです。個別避難計画は、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画であり、ハザードマップを活用した避難訓練の実施を含むものであることから、防災・安全交付金で実施する防災施設の整備等（基幹事業）と一体で同計画の作成を進めることで地域の防災力を向上させ、基幹事業の効果をより促進させることになると考えられます。

個別避難計画作成等への支援策等については、別添の通り令和3年6月22日付けで内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）及び厚生労働省福祉担当関係課より都道府県・市区町村の防災・福祉担当部署に通知されているところです。

つきまして、貴団体の防災や福祉を担当する部局とも連携し、防災・安全交付金を適切にご活用いただきますようお願いいたします。なお、下記のとおり、個別避難計画の作成に係る防災・安全交付金の活用の考え方を整理していますので、防災・安全交付金の活用にあたっては、ご留意いただきますようお願いいたします。

### 記

<個別避難計画の作成に係る防災・安全交付金の活用の考え方（河川・ダム事業、下水道事業）>

- 個別避難計画を作成する上で前提となる想定最大規模降雨に対応したハザードマップが公表（※1）されている地域であって社会資本総合整備計画に基づき実施される基幹

事業により被害が軽減される地域であること。（※2）

※1 同年度中に、新たに浸水想定区域図およびハザードマップの公表が見込まれる場合を含む

※2 洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていないダム下流河川においては、ダムの施設能力を上回る洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保等を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の浸水想定図に基づき、ハザードマップが公表されている地域であること（公表が見込まれる場合を含む）

- 当該地域に居住する住民を対象とした、基幹事業の整備効果及び整備後にも残るリスクを理解していただく説明会やワークショップの開催並びにマイ・タイムライン（一人ひとりの避難行動計画）の検討と一体となった個別避難計画作成の取り組みであること。
- 以上の条件を満たす場合は、基幹事業の効果促進に該当すると考えられる。

<個別避難計画の作成に係る防災安全交付金の活用の考え方（砂防事業）>

○ 個別避難計画を作成する上で前提となる土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定される土砂災害警戒区域等に関するハザードマップが公表（※）されている地域であって、社会資本総合整備計画に基づき実施される基幹事業により被害が軽減される地域であること。

※ 同年度中に、新たにハザードマップの公表が見込まれる場合を含む

○ 当該地域に居住する住民を対象とした、基幹事業の整備効果及び整備後にも残るリスクを理解していただく説明会やワークショップの開催並びに地区防災計画の検討と一体となった個別避難計画作成（※）の取り組みであること。

※ 個別避難計画作成に当たっては、土砂災害に関する知見等を有するボランティア等の助言を活用すること等が考えられる。

○ 以上の条件を満たす場合は、基幹事業の効果促進に該当すると考えられる。

<個別避難計画の作成に係る防災安全交付金の活用の考え方（海岸事業）>

○ 個別避難計画を作成する上で前提となる想定最大規模の津波・高潮に対応したハザードマップが公表（※）され、社会資本総合整備計画に基づき防災・安全交付金において計画している防災施設の整備（基幹事業）によって被害が軽減される地域であること。

※ 同年度中に、新たにハザードマップの公表が見込まれる場合を含む

○ 当該地域に居住する住民を対象とした、基幹事業の整備効果及び整備後にも残るリス

クを理解していただく説明会やワークショップの開催並びにマイ・タイムライン等（一人ひとりの避難行動計画）の検討と一体となった個別避難計画作成の取り組みであること。

- 以上の条件を満たす場合は、基幹事業の効果促進に該当すると考えられる。

（注）記載以外の基幹事業における効果促進事業としての活用を拒むものではありません。

## 個別避難計画作成への活用がある制度

## — 農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金 —

- ・農山漁村地域整備交付金は、地方公共団体が策定する「農山漁村地域整備計画」に基づく農業水利施設、漁港施設や海岸保全施設の老朽化及び耐震化対策、山地災害対策等の農山漁村の防災・減災対策、水田の大区画化・汎用化等の整備や、森林・林業の再生等の地域活性化の取組を支援する交付金です。また、本交付金では、施設整備と一体となって、施設整備の効果を一層高めるために必要な取組を「効果促進事業」として交付金の対象としています。
- ・個別避難計画の作成が、本交付金による施設整備の効果を一層高めるために必要な場合であれば、効果促進事業として実施できる場合があります。
- ・農山漁村地域整備交付金は、都道府県の農地整備担当部局から所管の地方農政局に申請されます。個別避難計画の作成について、農地整備担当部局に情報共有しつつ、農地整備担当部局が行う施設整備の効果促進事業になり得るかを、ご相談下さい。
- ・なお、本内容については、農林水産省と調整済である。

# 農山漁村地域整備交付金〈公共〉

【令和3年度予算概算決定額 80,725 (94,275) 百万円】

## ＜対策のポイント＞

地方の裁量によって実施する農林水産業の基礎整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

## ＜事業目標＞

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]
- 木材供給が可能となる育成林の資源量が20.7億m<sup>3</sup>に増加するよう林道等の路網整備を推進 [令和5年度まで]
- 大規模地震が想定されている地域等において海岸堤防等の整備を推進

## ＜事業の内容＞

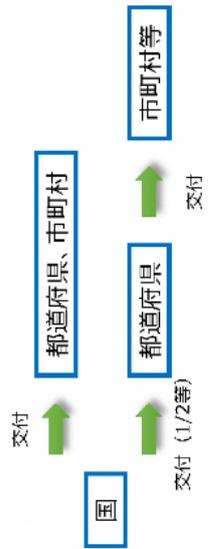
1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。

- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
- ② 森林分野：予防治山、路網整備等
- ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

## ＜事業の流れ＞



## 交付金を活用した事業の実施例

### 【農業農村基礎整備】



は壊整備による農業生産性の向上と休耕田の推進



老朽化した用水路の整備・更新

### 【水産基礎整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備 (岸壁改良)



漁村における津波避難対策 (避難地、避難路の整備)

### 【森林基礎整備】



林道等の整備により効果的な電送材等の搬出を実現



治山施設による山地災害の未然防止

### 【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



津波、高潮対策としての水門整備

## 【お問い合わせ先】

- (農業農村分野に関する事) 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
- (森林分野に関する事) 林野庁計画課 (03-3501-3842)
- (水産分野に関する事) 水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)

別 添 ち ら し

# 令和3年5月20日から

警戒レベル

4

# ひなんしじ 避難指示で必ず避難

# ひなんかんこく 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b> ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨洪水高潮注意報 (象庁)	大雨洪水高潮注意報 (象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (象庁)	早期注意情報 (象庁)

※1 市町村が災害の状況を確認して把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

**避難勧告は廃止されます。**  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で**  
**危険な場所から全員避難**  
しましょう。

避難に時間のかかる  
**高齢者や障害のある人は、**  
**警戒レベル3高齢者等避難で**  
**危険な場所から避難**  
しましょう。



ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



### 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- ・消毒液
- ・体温計
- ・スリッパ 等



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。

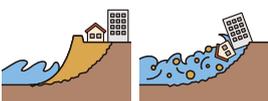


### 「3つが確認できれば浸水の危険を限り安全確保することも可能す

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



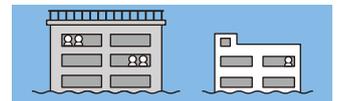
地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満(1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①②③家屋倒壊等の氾濫想定区域(避難時間)に記載がある場合、お住の  
市町村各々ください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

障 障 発 0909 第 1 号  
平 成 28 年 9 月 9 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底に  
ついて

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

障害者支援施設等においても、介護保険施設等同様、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまでも「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」(平成10年8月31日社援第2153号)等のほか、今回の被害を踏まえ発出した「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成28年9月1日雇児総発0901第3号、社援基発0901第1号、障障発0901第1号、老高発0901第1号)の各通知及び関係法令に基づき、障害者支援施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導を行っていただいているところですが、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下障害者支援施設等へ周知いただくとともに、都道府県等におかれては、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

## 記

### 1 情報の把握及び避難の判断について

障害者支援施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を障害者支援施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月19日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」も参照すること。

特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添2「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)を参照願いたい。

### 2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

障害者支援施設等は、非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という。)を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域

の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとする。重要であり、別添3の資料も参考としながら、各障害者支援施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とする。

#### 【具体的な項目例】

- ・ 障害者支援施設等の立地条件（地形 等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員 等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・ 関係機関との連携体制 等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。また、非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力すること。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて障害者支援施設等における非常災害対策を講じること。

非常災害対策計画策定の参考となる資料として別添3の資料を添付するので、併せて参考とすること。

### 3 点検及び指導・助言について

都道府県等は、上記1、2に記載した留意事項を踏まえ、障害者支援施設等における水

害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこと。

別紙の3の対象施設における別紙の1、2に記載した項目について、今年末時点の状況を都道府県等において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知おき願いたい。

#### 【参考となる資料】

(別添1)「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)

(別添2)「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課))

(別添3)「指定障害福祉サービス事業者等のための『非常災害対策計画』作成の手引き」(平成26年3月愛知県健康福祉部障害福祉課)

<http://www.pref.aichi.jp/shogai/05jigyousha/shitei/index.html>

調査項目案（予定）

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
  - ・ 障害者支援施設等の立地条件
  - ・ 災害に関する情報の入手方法
  - ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認
  - ・ 避難を開始する時期、判断基準
  - ・ 避難場所
  - ・ 避難経路
  - ・ 避難方法
  - ・ 災害時の人員体制、指揮系統
  - ・ 関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成 28 年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設等

- ・ 障害者支援施設
- ・ 療養介護事業所
- ・ 生活介護事業所
- ・ 短期入所事業所
- ・ 自立訓練事業所
- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所
- ・ 共同生活援助事業所
- ・ 障害児入所施設
- ・ 児童発達支援事業所
- ・ 医療型児童発達支援事業所
- ・ 放課後等デイサービス事業所
- ・ 児童発達支援センター

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。

事務連絡  
平成30年6月22日

都道府県  
各指定都市 民生主管部局 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
社会・援護局福祉基盤課  
社会・援護局障害保健福祉部企画課  
老健局総務課

#### 社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況の確認について

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市立寿栄小学校においてプールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという事故が発生しました。

事故の原因については現在判明していませんが、厚生労働省では従来から、社会福祉施設等の耐震化について、「国土強靱化アクションプラン2015」（平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定）において、社会福祉施設の耐震化率を平成30年度までに95%とすることを目標としていること等も踏まえ、着実に推進しているところです。また、社会福祉施設等の安全点検については、各種管理規程等に基づき実施していただくこととしています。

つきましては、各都道府県等におかれては、各社会福祉施設等におけるブロック塀等を含む耐震対策及び安全点検の状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、関係部局・機関と十分連携の上、速やかに注意喚起を行う等の必要な安全対策を実施していただくとともに、本事務連絡の内容について、管内市町村及び社会福祉施設等に対して、周知をお願いいたします。

# ブロック塀等の点検のチェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
  - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
  - ・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
  - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- 4. 基礎があるか
  - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
  - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

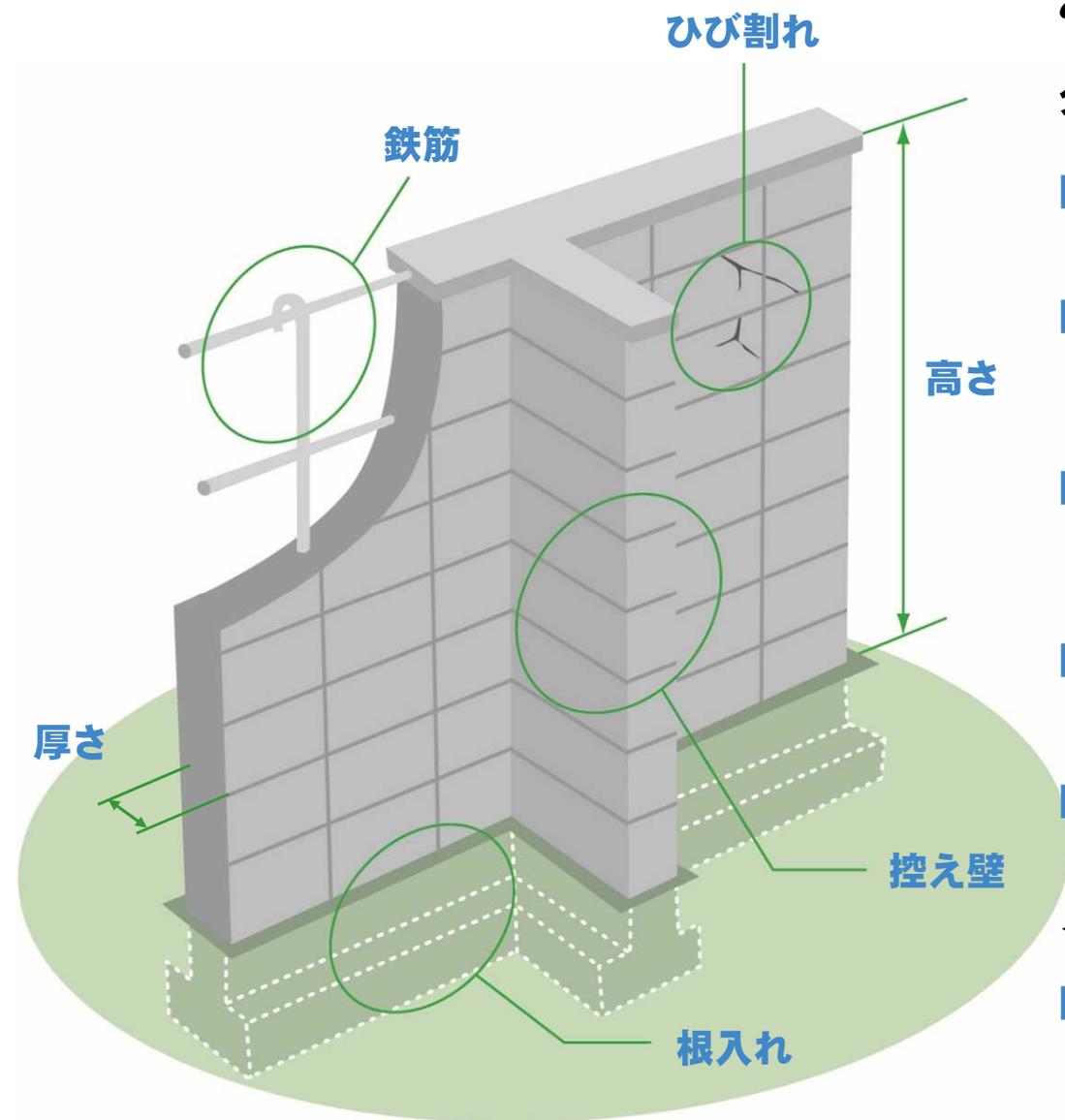
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
  - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
  - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。



### <第一段階：外観に基づく点検>

外観目視により、以下の事項に関し問題がないか確認する。高さ及び控え壁等の仕様・寸法については、組積造については建築基準法施行令第 61 条に、補強コンクリートブロック造の塀については令第 62 条の 6 及び令第 62 条の 8 に照らして適切か確認する。

- ① 高すぎないか。(組積造は 1.2m 以下、補強コンクリートブロック造は 2.2m 以下)
- ② 厚さは十分か。(組積造は壁頂までの距離の 1/10 以上、補強コンクリートブロック造は 10cm < 高さ 2m 超は 15cm > 以上)
- ③ 控え壁があるか。(組積造は 4m 以下ごとに壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は 3.4m 以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁を設ける)
- ④ 基礎があるか。
- ⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

### <第二段階：ブロック内部の診断>

補強コンクリートブロック造の場合、外観点検で問題が発見された場合等に、補修方針を検討するため、ブロックを一部取り外して以下の事項を確認する。第二段階は建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。

- ⑥ 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第 62 条の 6 に照らして適切か。
- ⑦ 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第 62 条の 8 に照らして適切か。
- ⑧ 基礎の根入れ深さは、令第 61 条又は令第 62 条の 8 に照らして適切か。

(注) 補強コンクリートブロック造の場合、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は上記の仕様基準によらないことができる。

#### 令第 61 条

組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、1.2 メートル以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の 10 分の 1 以上とすること。
- 三 長さ 4 メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの 1.5 倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20 センチメートル以上とすること。

#### 令第 62 条の 6

コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへいの縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

#### 令第 62 条の 8

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ 1.2 メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2.2 メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15 センチメートル（高さ 2 メートル以下の塀にあつては、10 センチメートル）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径 9 ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径 9 ミリメートル以上の鉄筋を縦横に 80 センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ 3.4 メートル以下ごとに、径 9 ミリメートル以上の鉄筋を配置した控え壁で基礎の部分において壁面から高さの 5 分の 1 以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けないことができる。
- 七 基礎の丈は、35 センチメートル以上とし、根入れの深さは 30 センチメートル以上とすること。

障 障 発 1 2 2 7 第 1 号  
平 成 3 0 年 1 2 月 2 7 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び  
避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について

障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況については、「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年2月1日障障発0201第1号）により、現状を点検し、必要に応じ指導・助言を行うとともに、点検結果の当省への報告をお願いしていたところです。このたび、点検結果を別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

当該結果においては、非常災害対策計画（以下「計画」という。）を策定していない施設や避難訓練が実施されていない施設が散見されるようですが、障害者支援施設等は、厚生労働省令（指定基準）により、計画の策定及び避難訓練の実施が義務づけられています。また、計画については、火災のみではなく、水害・土砂災害、地震等にも対処できるものとするを想定しており、昨今の平成30年7月豪雨、平成30年台風21・24号、平成30年北海道胆振東部地震等の被災状況を踏まえれば、水害・土砂災害、地震等はどの地域でも起こりうると考えられることから、それぞれの施設の属する地域・地形などを考慮し、起こりうる災害に対し網羅的に対応できるものとする必要があります。

こうした観点から、都道府県等におかれましては、今一度、当該点検結果も参考にし、貴管内市町村及び障害者支援施設等に対し、適切な計画の策定や避難訓練の実施について周知・徹底いただくとともに、実地指導等の指導監査などのあらゆる機会を通じて、施設が所在する地域の環境を踏まえて、計画が策定されていない施設や避難訓練が実施されていない施設に対し引き続き重点的な指導・助言を行っていただきますようお願いいたします。

## ○非常災害対策計画策定状況、避難訓練状況(平成29年3月時点)

都道府県市	管内の施設・事業所数(総数)														非常災害対策計画の策定状況														非常災害対策計画の策定状況																			
	1-① 計画の有無(計画を有しているもの数)														1-② 具体的な項目を網羅している施設等の数																																	
	障害者支援施設	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	共同生活援助	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	児童発達支援センター	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後等デイサービス	合計(A)	障害者支援施設	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	共同生活援助	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	児童発達支援センター	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後等デイサービス	合計(B)	割合(B/A)	障害者支援施設	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	共同生活援助	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	児童発達支援センター	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後等デイサービス	合計(C)	割合(C/A)	
1 北海道	162	6	372	229	56	100	517	1,293	10	7	11	240	2	332	3,337	140	5	274	173	41	67	354	1,023	7	5	8	143	2	181	2,423	72.6%	91	3	168	107	24	40	203	647	5	2	7	82	1	105	1,485	44.5%	
2 青森県	39	2	74	53	18	26	103	96	9	2	8	24	2	79	535	26	2	31	25	9	12	76	45	5	2	5	7	2	44	291	54.4%	20	0	18	18	5	10	56	32	3	0	4	5	0	30	201	37.6%	
3 岩手県	41	4	98	58	10	17	143	111	5	2	3	24	0	87	611	39	4	80	53	10	10	110	95	5	2	3	30	0	76	517	84.6%	31	4	60	42	7	8	71	42	5	2	3	25	0	59	359	58.8%	
4 宮城県	22	2	88	67	13	39	129	66	0	1	7	27	0	79	540	11	2	50	39	6	20	65	36	0	1	5	15	0	56	306	56.7%	9	0	29	31	4	14	36	26	0	0	2	12	0	41	204	37.8%	
5 秋田県	37	2	37	25	14	13	66	50	6	2	3	14	1	42	312	24	0	23	13	7	4	25	29	4	0	2	9	1	22	163	52.2%	21	0	16	7	7	3	18	20	3	0	2	7	1	18	123	39.4%	
6 山形県	31	3	95	58	28	40	169	114	3	2	5	39	1	74	662	22	2	57	40	14	18	77	46	3	1	4	21	1	41	347	52.4%	15	1	43	32	10	10	50	33	1	1	3	16	1	33	249	37.6%	
7 福島県	27	1	53	32	2	9	133	80	9	2	7	59	2	91	507	23	1	40	28	2	6	100	59	8	1	7	41	1	60	377	74.4%	14	0	29	16	0	6	72	32	8	1	4	28	1	41	252	49.7%	
8 茨城県	80	5	221	137	79	177	334	167	9	5	3	116	0	234	1,567	35	3	47	55	18	53	93	54	4	1	1	45	0	73	482	30.8%	23	2	34	37	7	30	55	36	1	1	0	30	0	51	307	19.6%	
9 栃木県	44	3	112	74	24	44	148	96	4	5	2	21	2	131	710	19	2	48	26	12	9	27	29	1	2	0	9	0	42	226	31.8%	2	1	8	2	0	3	5	2	0	1	0	2	0	15	41	5.8%	
10 群馬県	35	5	45	46	4	32	77	56	4	5	6	37	0	160	512	21	1	18	2	1	13	29	14	2	1	2	12	0	70	186	36.3%	14	0	10	1	0	8	17	7	0	0	1	8	0	41	107	20.9%	
11 埼玉県	82	7	173	108	30	98	321	202	6	7	21	196	0	409	1,660	46	0	47	51	5	35	95	50	1	0	9	21	0	127	487	29.3%	31	0	37	32	5	32	79	36	0	0	8	18	0	97	375	22.6%	
12 千葉県	68	3	213	106	38	76	219	213	10	3	26	237	5	402	1,619	49	1	111	62	19	44	119	80	4	1	8	52	3	99	652	40.3%	38	0	79	47	13	29	85	57	2	0	7	32	2	69	460	28.4%	
13 東京都	93	14	479	248	101	297	886	628	8	13	27	323	5	729	3,851	50	10	143	79	21	105	252	177	5	9	13	123	3	341	1,331	34.6%	21	6	76	46	13	74	120	103	3	5	11	86	2	245	811	21.1%	
14 神奈川県	42	5	134	83	11	58	215	168	6	5	13	110	0	196	1,046	42	5	103	72	8	38	142	106	6	5	12	76	0	133	748	71.5%	24	2	50	41	3	18	66	51	4	2	6	61	0	96	424	40.5%	
15 新潟県	50	3	60	115	30	74	147	72	8	1	4	16	0	43	623	50	1	42	81	23	51	102	38	8	1	4	10	0	24	435	69.8%	29	1	32	53	17	40	75	22	5	1	4	8	0	18	305	49.0%	
16 富山県	16	1	47	45	12	14	78	32	2	4	5	22	0	41	319	13	0	31	28	6	7	40	12	1	1	3	15	0	27	184	57.7%	6	0	9	17	4	5	21	9	0	0	2	9	0	16	98	30.7%	
17 石川県	18	3	50	2	6	19	91	48	1	1	2	33	0	46	320	18	3	50	2	6	19	87	44	1	1	2	33	0	46	312	97.5%	13	1	38	2	3	10	59	26	1	1	2	20	0	28	204	63.8%	
18 福井県	27	2	42	55	13	39	132	113	2	3	6	16	0	49	499	14	0	19	18	5	15	56	54	1	1	3	5	0	19	210	42.1%	12	0	13	13	5	13	45	29	1	1	1	2	5	0	11	150	30.1%
19 山梨県	29	2	73	37	17	46	109	78	1	1	4	11	1	49	458	23	2	42	25	7	24	58	28	1	1	3	7	1	33	255	55.7%	17	0	25	16	4	12	32	17	1	0	3	4	0	15	146	31.9%	
20 長野県	52	7	95	108	27	55	232	140	1	5	9	31	6	111	879	30	1	50	35	10	15	67	70	1	2	2	5	0	24	312	35.5%	19	1	30	23	4	9	42	42	0	0	1	1	0	12	184	20.9%	
21 岐阜県	40	0	69	90	8	37	199	63	2	3	6	85	3	169	774	26	0	32	29	5	20	86	30	2	1	1	29	0	62	323	41.7%	14	0	21	17	3	13	55	15	1	1	1	25	0	45	211	27.3%	
22 静岡県	53	2	76	84	16	60	215	82	7	2	12	46	0	144	799	30	1	37	15	7	19	90	36	4	2	3	17	0	54	315	39.4%	14	1	15	7	7	11	46	17	1	1	1	11	0	39	171	21.4%	
23 愛知県	42	2	191	136	9	73	351	173	7	3	21	243	5	491	1,747	26	2	102	46	4	36	157	84	2	3	6	68	2	201	739	42.3%	22	2	71	38	3	32	123	57	2	3	4	42	2	141	542	31.0%	
24 三重県	38	5	122	80	15	33	274	102	4	5	5	59	0	125	867	23	0	55	43	10	15	131	35	1	0	4	40	0	81	438	50.5%	11	0	33	22	7	9	93	18	0	0	4	28	0	55	280	32.3%	
25 滋賀県	23	3	90	33	15	29	136	138	2	3	8	21	1	95	597	9	2	31	12	7	12	42	55	0	2	6	8	1	49	236	39.5%	2	2	8	4	2	7	21	21	0	2	4	2	0	22	97	16.2%	
26 京都府	30	2	116	89	16	26	138	75	1	3	3	38	2	75	614	13	1	34	30	7	5	43	22	0	2	1	17	1	31	207	33.7%	9	0	25	15	4	2	30	16	0	1	1	7	0	15	125	20.4%	
27 大阪府	55	2	293	149	44	95	412	228	7	5	23	324	12	564	2,213	29	2	128	74	22	47	196	92	5	3	7	150	6	256	1,017	46.0%	14	1	48	29	12	16	86	30	3	2	5	62	2	107	417	18.8%	
28 兵庫県	65	7	189	139	21	47	313	101	7	6	14	204	5	354	1,472	27	6	48	77	6	23	107	52	3	5	7	75	0	138	574	39.0%	15	6	23	43	4	12	61	27	1	5	3	48	0	91	339	23.0%	
29 奈良県	22	1	130	59	10	24	111	63	4	4	7	94	1	153	683	15	1	88	37	5	17	83	43	3	3	7	73	1	102	478	70.0%	13	1	69	29	1	13	70	26	3	3	6	61	0	86	381	55.8%	
30 和歌山県	19	3	62	36	9	17	94	53	2	4	11	57	0	82	449	10	3	39	24	4	6	59	25	1	4	7	45	0	64	291	64.8%	9	0	28	16	2	4	35	16	1	2	4	30	0	36	183	40.8%	
31 鳥取県	21	2	35	26	8	18	149	37	2	2	7	23	3	48	381	15	2	20	10	6	10	74	16	2	0	5	9	2	19	190	49.9%	11	2	11	8	3	9	58	14	0	0	3	5	1	13	138	36.2%	
32 島根県	29	3	41	66	13	19	115	62	5	2	6	17	0	59	437	27	2	27	40	9	13	68	44	5	2	3	10	0	40	290	66.4%	22	2	19	33	7	11	52	36	3	2	3	9	0	34	233	53.3%	
33 岡山県	25	2	62	43	7	8	123	47	1	1	10	77	2	87	495	25	2	62	41	7	8	121	45	1	1	10	74	2	86	485	98.0%	11	2	28	17	2	4	65	19	0	1	3	48	1	52	253	51.1%	
34 広島県	38	8	113	90	16	36	140	65	5	7	10	68	2	172	770	16	4	23	20	2	11	59	17	2	4	5	20	2	59	244	31.7%	8	0	11	10	1	7	34	11	1	0	0	8	0	36	127	16.5%	
35 山口県	42	3	92	79	12	30	123	59	2	1	6	39	1	93	582	42	3	92	79	12	30</																											

○非常災害対策計画策定状況、避難訓練状況(平成29年3月時点)

都道府県市	管内の施設・事業所数(総数)															非常災害対策計画の策定状況															非常災害対策計画の策定状況																
	1-① 計画の有無(計画を有しているものの数)															1-② 具体的な項目を網羅している施設等の数																															
	障害者支援施設	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	共同生活援助	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	児童発達支援センター	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後等デイサービス	合計(A)	障害者支援施設	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	共同生活援助	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	児童発達支援センター	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後等デイサービス	合計(B)	割合(B/A)	障害者支援施設	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	共同生活援助	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	児童発達支援センター	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後等デイサービス	合計(C)	割合((B+C)/A)
68 旭川市	11	2	27	23	3	12	70	37						185	11	2	26	22	3	11	68	36						179	96.8%	5	1	18	12	2	5	41	21							105	56.8%		
69 函館市	6	0	16	11	7	7	27	19						93	5	0	16	11	6	3	23	19						83	89.2%	5	0	15	6	1	2	11	13							53	57.0%		
70 青森市	13	1	30	12	3	7	55	22						143	7	1	14	8	2	2	32	11						77	53.8%	2	0	2	2	1	1	14	4							26	18.2%		
71 盛岡市	5	0	22	9	3	13	42	25						119	4	0	15	7	2	6	22	10						66	55.5%	0	0	5	2	0	0	3	2							12	10.1%		
72 秋田市	8	1	20	15	9	5	34	19						111	7	1	15	13	5	2	14	8						65	58.6%	4	1	10	8	3	1	8	6							41	36.9%		
73 郡山市	3	0	19	8	7	5	37	80						159	3	0	17	6	3	4	27	69						129	81.1%	3	0	9	4	2	2	13	18							51	32.1%		
74 いわき市	6	2	26	13	3	4	29	13						96	6	0	23	10	1	2	17	8						67	69.8%	6	0	20	9	1	0	12	4							52	54.2%		
75 宇都宮市	8	1	33	16	6	14	50	23						151	1	0	6	1	0	4	10	3						25	16.6%	0	0	4	0	0	4	8	1								17	11.3%	
76 前橋市	7	0	19	8	0	13	26	19						92	3	0	9	3	0	5	11	8						39	42.4%	2	0	4	2	0	2	7	6							23	25.0%		
77 高崎市	11	2	26	13	4	15	26	20						117	5	1	14	6	2	8	12	13						61	52.1%	5	1	12	6	2	7	9	10							52	44.4%		
78 川越市	6	0	9	2	2	9	24	6						58	2	0	1	0	0	2	2	1						8	13.8%	1	0	0	0	0	1	1	1							4	6.9%		
79 越谷市	3	0	14	6	0	5	17	10						55	2	0	6	1	0	4	6	6						25	45.5%	1	0	2	1	0	3	4	5							16	29.1%		
80 船橋市	4	0	26	8	5	9	34	15						101	4	0	22	7	5	7	29	11						85	84.2%	3	0	13	3	3	2	17	9							50	49.5%		
81 柏市	2	1	28	12	3	11	28	36						121	0	0	0	0	0	0	0	0						0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0.0%		
82 八王子市	10	0	44	17	3	11	63	58						206	8	0	32	13	2	6	39	45						145	70.4%	7	0	29	11	2	5	37	34							125	60.7%		
83 横須賀市	8	1	30	11	5	5	17	37	1	1	2	6	0	29	153	4	0	14	5	3	1	11	15	0	0	0	1	0	10	41.8%	4	0	9	5	2	0	9	8	0	0	0	1	0	8	46	30.1%	
84 富山市	11	2	35	24	3	17	65	25						182	7	1	11	9	1	7	12	4						52	28.6%	1	0	2	1	0	1	5	2							12	6.6%		
85 金沢市	8	3	31	22	8	21	55	76	2	4	3	22	1	35	291	8	3	31	22	8	21	55	76	2	4	3	22	1	35	291	100.0%	5	1	6	6	1	4	13	21	1	0	0	0	0	3	61	21.0%
86 長野市	6	1	24	21	6	19	48	17						142	1	0	7	2	1	5	13	4						33	23.2%	1	0	3	2	1	4	9	2							22	15.5%		
87 岐阜市	5	1	17	16	3	12	61	16						131	4	1	4	9	1	5	30	7						61	46.6%	3	0	0	5	1	4	17	6							36	27.5%		
88 豊田市	4	0	18	7	0	7	20	13						69	3	0	12	5	0	5	12	7						44	63.8%	3	0	10	3	0	1	6	3							26	37.7%		
89 豊橋市	5	1	27	10	1	14	38	28						124	4	0	12	6	0	2	6	4						34	27.4%	3	0	9	3	0	2	5	2							24	19.4%		
90 岡崎市	5	1	22	11	2	9	41	10						101	5	1	17	9	1	7	23	6						69	68.3%	4	1	10	8	1	6	18	5							53	52.5%		
91 大津市	1	0	20	3	6	10	31	17						88	0	0	3	2	2	2	9	8						26	29.5%	0	0	1	0	1	2	3	1							8	9.1%		
92 高槻市	3	0	24	11	3	6	18	14						79	1	0	10	5	1	3	14	8						42	53.2%	1	0	8	4	1	3	7	3							27	34.2%		
93 東大阪市	2	0	43	27	9	18	73	22						194	0	0	26	14	4	3	33	9						89	45.9%	0	0	14	9	2	1	17	3							46	23.7%		
94 豊中市	1	1	34	7	2	7	24	15						91	1	1	13	6	2	5	11	4						43	47.3%	0	1	6	1	0	1	6	3							18	19.8%		
95 枚方市	3	1	28	16	1	7	32	17						105	0	0	18	6	1	2	13	12						52	49.5%	0	0	5	3	0	2	6	4							20	19.0%		
96 姫路市	9	0	37	8	2	10	72	19						157	3	0	11	0	0	6	22	7						49	31.2%	3	0	6	0	0	6	11	5							31	19.7%		
97 西宮市	11	1	21	11	8	7	51	12						122	6	0	4	1	3	3	11	2						30	24.6%	6	0	3	1	1	3	8	1							23	18.9%		
98 尼崎市	1	0	28	18	5	15	48	18						133	0	0	6	4	1	5	14	2						32	24.1%	0	0	3	1	1	5	12	0							22	16.5%		
99 奈良市	9	4	47	29	5	11	39	24						168	2	2	7	4	1	1	8	1						26	15.5%	1	2	4	3	1	1	6	1							19	11.3%		
100 和歌山市	7	1	20	17	7	11	62	14						139	7	1	20	17	7	11	36	8						107	77.0%	5	1	16	15	4	7	17	7							72	51.8%		
101 倉敷市	7	0	30	14	3	6	78	9						147	4	0	15	9	3	6	53	3						93	63.3%	2	0	8	4	2	3	35	1							55	37.4%		
102 福山市	7	1	38	18	2	16	75	74						231	7	1	26	14	1	8	43	52						152	65.8%	3	0	10	5	0	4	21	40							83	35.9%		
103 呉市	3	1	17	16	4	11	34	9						95	2	0	11	9	2	5	17	6						52	54.7%	1	0	8	7	2	2	10	6							36	37.9%		
104 下関市	6	0	15	15	3	8	29	14						90	6	0	14	13	3	8	27	12						83	92.2%	3	0	9	8	1	4	13	5							43	47.8%		
105 高松市	7	1	37	39	4	6	58	14						166	7	1	36	38	4	6	52	14						158	95.2%	3	0	22	25	2	2	33	9							96	57.8%		
106 松山市	14	0	47	22	4	16	103	121						327	14	0	47	22	4	16	103	121						327	100.0%	14	0	47	22	4	16	103	121							327	100.0%		
107 高知市	4	1	14	10	3	8	48	22						110	4	1	9	9	2	7	40	19						91	82.7%	3	1	6	8	2	5	22	13							60	54.5%		
108 久留米市	12	1	22	19	5	10	53	45						167	9	0	10	7	3	6	23	20						78	46.7%	8	0	8	6	1	3	18	13							57	34.1%		
109 長崎市	9	1	25	23	6	20	48	61						193	9	1	23	22	5	15	31	55						161	83.4%	7	1	18	19	4	12	24	48							133	68.9%		
110 佐世保市	8	0	27	10	10	15	58	34						162	7																																

○非常災害対策計画策定状況、避難訓練状況(平成29年3月時点)

都道府県市	管内の施設・事業所数(総数)														避難訓練の実施状況														避難訓練の実施状況																			
															2-① 訓練実施済みの施設等の数														2-② 訓練未実施のうち、平成29年3月までに訓練実施予定の施設等の数																			
	障害者支援施設	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	共同生活援助	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	児童発達支援センター	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後等デイサービス	合計(A)	障害者支援施設	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	共同生活援助	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	児童発達支援センター	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後等デイサービス	合計(B)	割合(B/A)	障害者支援施設	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	共同生活援助	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	児童発達支援センター	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後等デイサービス	合計(C)	割合((B+C)/A)	
1 北海道	162	6	372	229	56	100	517	1,293	10	7	11	240	2	332	3,337	50	0	82	61	3	19	92	245	5	0	5	44	2	55	663	19.9%	12	0	20	12	2	3	12	112	0	0	1	15	0	19	208	26.1%	
2 青森県	39	2	74	53	18	26	103	96	9	2	8	24	2	79	535	20	2	40	30	7	5	32	42	5	2	5	12	2	15	219	40.9%	3	0	5	6	2	4	15	11	0	0	1	5	0	14	66	53.3%	
3 岩手県	41	4	98	58	10	17	143	111	5	2	3	24	0	87	611	28	4	52	37	5	4	57	34	5	2	2	17	0	23	270	44.2%	4	0	8	6	1	3	23	6	0	0	2	0	10	63	54.5%		
4 宮城県	22	2	88	67	13	39	129	66	0	1	7	27	0	79	540	9	0	27	22	2	10	41	22	0	0	2	9	0	31	175	32.4%	5	2	14	10	0	5	19	9	0	1	0	3	0	7	75	46.3%	
5 秋田県	37	2	37	25	14	13	66	50	6	2	3	14	1	42	312	16	0	12	4	7	1	16	16	5	0	2	3	1	12	95	30.4%	2	0	1	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	1	8	33.0%	
6 山形県	31	3	95	58	28	40	169	114	3	2	5	39	1	74	662	10	1	33	23	6	10	50	22	1	1	3	18	1	27	206	31.1%	3	0	6	5	3	1	13	14	1	0	0	1	0	6	53	39.1%	
7 福島県	27	1	53	32	2	9	133	80	9	2	7	59	2	91	507	22	0	25	23	1	4	71	33	4	1	4	27	1	34	250	49.3%	0	0	5	0	0	2	12	2	1	0	0	4	0	5	31	55.4%	
8 茨城県	80	5	221	137	79	177	334	167	9	5	3	116	0	234	1,567	16	0	31	26	12	40	76	31	0	0	0	20	0	38	290	18.5%	5	1	6	6	2	7	12	9	0	1	0	2	0	6	57	22.1%	
9 栃木県	44	3	112	74	24	44	148	96	4	5	2	21	2	131	710	12	1	26	14	2	6	30	13	1	1	0	4	0	14	124	17.5%	2	0	20	19	5	13	30	28	0	0	0	9	0	40	166	40.8%	
10 群馬県	35	5	45	46	4	32	77	56	4	5	6	37	0	160	512	16	2	14	1	0	8	16	10	1	2	3	14	0	43	130	25.4%	3	1	4	2	1	2	5	6	1	1	1	3	0	22	52	35.5%	
11 埼玉県	82	7	173	108	30	98	321	202	6	7	21	196	0	409	1,660	23	1	19	24	2	14	52	23	0	4	18	0	67	247	14.9%	13	0	15	0	2	11	29	11	0	0	0	1	0	24	106	21.3%		
12 千葉県	68	3	213	106	38	76	219	213	10	3	26	237	5	402	1,619	34	0	87	44	15	38	101	66	2	0	7	33	3	56	486	30.0%	6	0	27	7	5	6	28	17	0	0	0	13	0	24	133	38.2%	
13 東京都	93	14	479	248	101	297	886	628	8	13	27	323	5	729	3,851	22	3	83	39	21	70	165	122	1	2	7	91	0	214	840	21.8%	4	1	10	5	2	8	37	14	0	1	1	10	2	69	164	26.1%	
14 神奈川県	42	5	134	83	11	58	215	168	6	5	13	110	0	196	1,046	21	1	61	32	6	24	99	83	3	1	8	57	0	94	490	46.8%	2	0	13	3	1	4	28	6	0	0	1	12	0	22	92	55.6%	
15 新潟県	50	3	60	115	30	74	147	72	8	1	4	16	0	43	623	20	0	21	28	13	29	48	21	3	0	2	3	0	6	194	31.1%	4	0	5	11	3	7	14	9	1	0	0	3	0	6	63	41.3%	
16 富山県	16	1	47	45	12	14	78	32	2	4	5	22	0	41	319	9	0	17	19	4	3	19	9	2	2	3	9	0	13	109	34.2%	0	0	3	2	2	0	7	2	0	0	0	3	0	6	25	42.0%	
17 石川県	18	3	50	2	6	19	91	48	1	1	2	33	0	46	320	15	2	38	2	4	10	57	25	1	1	2	16	0	24	197	61.6%	1	0	2	0	0	0	5	2	0	0	0	3	0	3	16	66.6%	
18 福井県	27	2	42	55	13	39	132	113	2	3	6	16	0	49	499	11	0	13	10	2	6	37	39	1	1	3	3	0	12	138	27.7%	0	0	4	2	0	1	6	5	0	0	0	0	0	0	1	19	31.5%
19 山梨県	29	2	73	37	17	46	109	78	1	1	4	11	1	49	458	4	0	6	5	1	3	13	6	0	0	1	4	0	4	47	10.3%	12	1	22	14	7	12	30	20	1	0	2	3	0	17	141	41.0%	
20 長野県	52	7	95	108	27	55	232	140	1	5	9	31	6	111	879	19	1	31	23	4	10	35	53	0	0	1	3	0	12	192	21.8%	2	0	6	4	4	0	9	8	0	0	0	2	0	4	39	26.3%	
21 岐阜県	40	0	69	90	8	37	199	63	2	3	6	85	3	169	774	13	0	22	16	1	12	60	20	0	1	1	20	0	39	205	26.5%	7	0	4	6	4	5	15	5	0	0	0	12	1	21	80	36.8%	
22 静岡県	53	2	76	84	16	60	215	82	7	2	12	46	0	144	799	13	0	24	10	2	11	77	19	1	0	3	12	0	47	219	27.4%	4	0	6	1	3	7	14	8	1	0	0	5	0	14	63	35.3%	
23 愛知県	42	2	191	136	9	73	351	173	7	3	21	243	5	491	1,747	11	2	66	22	3	29	113	55	2	3	4	56	1	39	406	23.2%	2	0	9	2	0	6	29	8	0	0	0	6	0	31	93	28.6%	
24 三重県	38	5	122	80	15	33	274	102	4	5	5	59	0	125	867	14	0	41	25	8	15	106	35	0	2	27	0	55	328	37.8%	3	0	11	9	0	3	36	15	0	0	0	13	0	30	120	51.7%		
25 滋賀県	23	3	90	33	15	29	136	138	2	3	8	21	1	95	597	4	0	15	6	4	10	39	26	0	0	3	7	0	28	142	23.8%	0	0	13	1	3	2	20	11	0	0	0	0	0	17	67	35.0%	
26 京都府	30	2	116	89	16	26	138	75	1	3	3	38	2	75	614	5	1	24	17	5	4	32	9	0	1	0	10	1	17	126	20.5%	6	0	21	8	1	4	21	11	0	0	0	7	0	14	93	35.7%	
27 大阪府	55	2	293	149	44	95	412	228	7	5	23	324	12	564	2,213	24	0	113	58	22	31	169	70	3	1	8	96	5	172	772	34.9%	9	1	19	13	1	6	33	16	2	2	1	22	1	40	166	42.4%	
28 兵庫県	65	7	189	139	21	47	313	101	7	6	14	204	5	354	1,472	15	4	39	30	3	18	72	30	1	5	4	54	1	89	365	24.8%	7	0	21	13	0	3	38	9	0	1	2	23	0	44	161	35.7%	
29 奈良県	22	1	130	59	10	24	111	63	4	4	7	94	1	153	683	9	1	48	22	3	10	49	22	1	1	4	30	0	47	247	36.2%	4	0	25	12	3	5	23	9	1	0	1	20	1	29	133	55.6%	
30 和歌山県	19	3	62	36	9	17	94	53	2	4	11	57	0	82	449	9	2	33	17	3	7	49	27	0	3	8	34	0	44	236	52.6%	2	0	3	3	0	3	12	7	1	0	0	6	0	9	46	62.8%	
31 鳥取県	21	2	35	26	8	18	149	37	2	2	7	23	3	48	381	7	2	14	6	1	5	53	13	1	0	4	5	1	9	121	31.8%	5	0	4	3	1	5	26	3	1	0	0	2	0	8	58	47.0%	
32 島根県	29	3	41	66	13	19	115	62	5	2	6	17	0	59	437	16	2	16	25	3	6	33	22	3	2	2	8	0	22	160	36.6%	2	0	5	3	1	1	19	10	0	0	1	2	0	9	53	48.7%	
33 岡山県	25	2	62	43	7	8	123	47	1	1	10	77	2	87	495	5	0	16	7	3	4	42	15	0	0	2	22	0	27	143	28.9%	5	0	9	6	2	3	41	10	0	0	1	19	0	23	119	52.9%	
34 広島県	38	8	113	90	16	36	140	65	5	7	10	68	2	172	770	12	0	20	19	1	7	56	13	4	0	2	11	0	29	174	22.6%	6	0	7	1	1	1	19	2	0	0	1	5	0	9	52	29.4%	
35 山口県	42	3	92	79	12	30	123	59	2	1	6	39	1	93	582	33	0	58	49	11	15	68	31	1	0	5	23	0	32	326	56.0%	2	0	6	4	1	5	17	10	0	0	0	6	0	11	62	66.7%	
36 徳島県	24	3	28	40	18	22</																																										

○非常災害対策計画策定状況、避難訓練状況(平成29年3月時点)

都道府県市	管内の施設・事業所数(総数)															避難訓練の実施状況															避難訓練の実施状況															
																2-① 訓練実施済みの施設等の数															2-② 訓練未実施のうち、平成29年3月までに訓練実施予定の施設等の数															
	障害者支援施設	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	共同生活援助	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	児童発達支援センター	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後等デイサービス	合計(A)	障害者支援施設	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	共同生活援助	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	児童発達支援センター	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後等デイサービス	合計(B)	割合(B/A)	障害者支援施設	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	共同生活援助	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	児童発達支援センター	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後等デイサービス	合計(C)
68 旭川市	11	2	27	23	3	12	70	37						185	10	2	23	18	3	11	62	29						158	85.4%	1	0	3	5	0	1	8	4							22	97.3%	
69 函館市	6	0	16	11	7	7	27	19						93	5	0	9	6	0	0	10	6						36	38.7%	0	0	1	1	2	3	6	6							19	59.1%	
70 青森市	13	1	30	12	3	7	55	22						143	4	0	8	4	0	2	16	7						41	28.7%	0	0	0	0	1	0	3	3							7	33.6%	
71 盛岡市	5	0	22	9	3	13	42	25						119	5	0	15	7	2	9	27	11						76	63.9%	0	0	3	1	0	3	6	3							16	77.3%	
72 秋田市	8	1	20	15	9	5	34	19						111	4	1	10	9	4	0	7	7						42	37.8%	0	0	2	2	0	0	2	0							6	43.2%	
73 郡山市	3	0	19	8	7	5	37	80						159	2	0	5	2	0	0	5	17						31	19.5%	0	0	2	0	0	1	8	2							13	27.7%	
74 いわき市	6	2	26	13	3	4	29	13						96	5	1	11	8	0	1	12	5						43	44.8%	0	0	3	2	1	1	5	0							12	57.3%	
75 宇都宮市	8	1	33	16	6	14	50	23						151	2	0	7	2	1	4	9	3						28	18.5%	1	0	3	1	0	2	3	0							10	25.2%	
76 前橋市	7	0	19	8	0	13	26	19						92	1	0	3	1	0	6	9	6						26	28.3%	2	0	6	3	0	5	6	5							27	57.6%	
77 高崎市	11	2	26	13	4	15	26	20						117	1	2	4	3	1	8	8	7						34	29.1%	0	0	2	0	1	2	3	5							13	40.2%	
78 川越市	6	0	9	2	2	9	24	6						58	0	0	1	0	0	0	2	1						4	6.9%	0	0	0	0	0	0	0	0							0	6.9%	
79 越谷市	3	0	14	6	0	5	17	10						55	1	0	4	1	0	1	4	3						14	25.5%	0	0	4	0	0	2	5	1							12	47.3%	
80 船橋市	4	0	26	8	5	9	34	15						101	1	0	3	1	2	1	2	0						10	9.9%	0	0	0	0	0	0	1	3							4	13.9%	
81 柏市	2	1	28	12	3	11	28	36						121	0	0	0	0	0	0	0	0						0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0.0%	
82 八王子市	10	0	44	17	3	11	63	58						206	3	0	26	5	1	2	24	19						80	38.8%	1	0	6	2	1	2	12	11							35	55.8%	
83 横須賀市	8	1	30	11	5	5	17	37	1	1	2	6	0	29	153	4	0	12	4	2	2	6	7	0	0	0	2	0	48	31.4%	0	0	5	0	1	1	3	3	0	0	0	3	0	6	22	45.8%
84 富山市	11	2	35	24	3	17	65	25						182	7	1	13	9	0	1	5	3						39	21.4%	1	0	0	0	0	3	2	3							9	26.4%	
85 金沢市	8	3	31	22	8	21	55	76	2	4	3	22	1	35	291	0	1	3	3	0	0	8	14	0	0	0	1	0	34	11.7%	1	0	1	0	0	3	9	4	1	0	0	0	1	20	18.6%	
86 長野市	6	1	24	21	6	19	48	17						142	1	0	9	6	3	3	13	3						38	26.8%	0	0	0	0	0	0	0	0							0	26.8%	
87 岐阜市	5	1	17	16	3	12	61	16						131	0	1	1	3	0	2	11	3						21	16.0%	2	0	0	3	0	2	8	1							16	28.2%	
88 豊田市	4	0	18	7	0	7	20	13						69	2	0	10	5	0	5	10	7						39	56.5%	1	0	6	1	0	2	7	1							18	82.6%	
89 豊橋市	5	1	27	10	1	14	38	28						124	1	0	9	2	0	2	9	8						31	25.0%	0	0	0	0	0	0	0	0							0	25.0%	
90 岡崎市	5	1	22	11	2	9	41	10						101	2	1	9	6	1	4	22	6						51	50.5%	0	0	1	0	0	1	2	0							4	54.5%	
91 大津市	1	0	20	3	6	10	31	17						88	0	0	2	0	2	2	6	1						13	14.8%	0	0	0	1	1	0	1	1							4	19.3%	
92 高槻市	3	0	24	11	3	6	18	14						79	2	0	4	2	1	2	4	5						20	25.3%	0	0	7	2	0	1	8	1							19	49.4%	
93 東大阪市	2	0	43	27	9	18	73	22						194	0	0	16	9	1	3	23	9						61	31.4%	0	0	5	4	0	0	5	3							17	40.2%	
94 豊中市	1	1	34	7	2	7	24	15						91	0	1	8	2	0	2	6	3						22	24.2%	0	0	5	1	0	0	3	1							10	35.2%	
95 枚方市	3	1	28	16	1	7	32	17						105	0	0	8	1	0	1	9	5						24	22.9%	0	0	1	1	0	1	5	0							8	30.5%	
96 姫路市	9	0	37	8	2	10	72	19						157	1	0	8	0	0	5	14	3						31	19.7%	1	0	4	0	0	1	7	3							16	29.9%	
97 西宮市	11	1	21	11	8	7	51	12						122	4	0	2	2	2	3	9	2						24	19.7%	1	0	0	1	0	2	5	0							9	27.0%	
98 尼崎市	1	0	28	18	5	15	48	18						133	0	0	8	4	1	6	17	2						38	28.6%	0	0	1	0	0	0	7	0							8	34.6%	
99 奈良市	9	4	47	29	5	11	39	24						168	0	2	6	3	3	2	3	1						20	11.9%	2	0	3	4	0	1	4	1							15	20.8%	
100 和歌山市	7	1	20	17	7	11	62	14						139	3	1	13	9	2	7	30	4						69	49.6%	3	1	6	3	1	2	10	3							29	70.5%	
101 倉敷市	7	0	30	14	3	6	78	9						147	2	0	2	4	2	2	30	2						44	29.9%	2	0	12	2	1	2	20	3							42	58.5%	
102 福山市	7	1	38	18	2	16	75	74						231	3	0	10	6	0	5	36	38						98	42.4%	2	0	5	2	0	2	5	0							14	48.5%	
103 呉市	3	1	17	16	4	11	34	9						95	0	0	6	4	2	4	12	4						32	33.7%	1	0	3	4	0	1	9	2							20	54.7%	
104 下関市	6	0	15	15	3	8	29	14						90	4	0	12	10	2	4	14	7						53	58.9%	0	0	0	0	0	1	3	4							8	67.8%	
105 高松市	7	1	37	39	4	6	58	14						166	2	0	15	11	1	2	23	7						61	36.7%	1	0	3	9	0	0	4	2							19	48.2%	
106 松山市	14	0	47	22	4	16	103	121						327	10	0	28	14	2	10	64	74						202	61.8%	4	0	19	8	2	6	39	47							125	100.0%	
107 高知市	4	1	14	10	3	8	48	22						110	3	0	9	7	2	7	35	15						78	70.9%	1	0	2	2	1	1	12	6							25	93.6%	
108 久留米市	12	1	22	19	5	10	53	45						167	3	0	2	3	1	4	8	12						33	19.8%	2	0	3	1	0	0	4	4							14	28.1%	
109 長崎市	9	1	25	23	6	20	48	61						193	2	0	8	10	0	6	14	25						65	33.7%	1	0	3	3	0	4	10	4							25	46.6%	
110 佐世保市	8	0	27	10	10	15	58	34						162	4	0	10	4	3	4	15	7						47	29.0%	0	0	1	0	0	4	9	5									

子子発 0617 第 1 号  
社援保発 0617 第 1 号  
障障発 0617 第 1 号  
老推発 0617 第 1 号  
老高発 0617 第 2 号  
老振発 0617 第 1 号  
老老発 0617 第 1 号  
国水環 第 26 号  
令和元年 6 月 17 日

都道府県  
各指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長  
厚生労働省社会・援護局保護課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長  
厚生労働省老健局高齢者支援課長  
厚生労働省老健局振興課長  
厚生労働省老健局老人保健課長  
( 公 印 省 略 )

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長



(印影印刷)

社会福祉施設等における津波の避難に関する計画の作成及び  
避難訓練の実施の促進について（周知及び指導・助言依頼）

日頃より社会福祉施設等の非常災害対策にご尽力いただきありがとうございます。  
津波対策については、本年5月の中央防災会議において「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を改定するなど、南海トラフ地震を想定した備えが一層求められています。また、平成28年熊本地震や平成30年北海道胆振東部地震など、近年震度7を観測する地震が各地で発生していることから、全国で地震に伴う津波対策を推進する必要があります。

ます。津波は台風等と異なり地震発生後のわずかな時間で来襲することがあり、事前に予測することが困難であることから、児童、障害者、高齢者等の災害時に避難に時間を要する要配慮者が多数利用する社会福祉施設等は、地震に伴う津波災害に備えた十分な避難対策を講じておく必要があります。

各都道府県・指定都市・中核市におかれましては、下記の事項について、管内の市町村並びに社会福祉施設等、関係機関及び関係団体へ広く周知いただくとともに、社会福祉施設等において早期に避難に関する計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施いただくよう、集団指導や実地指導等の機会を通じて適切な指導・助言をお願いします。

指導・助言に当たっては、民生（福祉）主管部局は、危機管理部局や土木部局と連携し、津波による浸水が想定される土地にある施設の情報共有を行い、また、合同で計画及び避難訓練の必要性を施設へ周知する等、計画の作成等が一層促進されるよう対応をお願いします。

## 記

### 1. 非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施について

社会福祉施設等のうち、厚生省令又は厚生労働省令<sup>※1</sup>（厚生労働省所管）で規定されている施設・事業所（訪問系サービスを除く）には、施設等が属する地域・地形によって起こりうる災害に網羅的に対応できる非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施が原則義務づけられています。

津波による浸水が想定される土地に立地している社会福祉施設等においては、地震や水害・土砂災害発生時のみならず、津波の発生時においても、円滑かつ迅速な避難が必要であることから、津波発生時の避難対応も含めた非常災害対策計画を作成しておく必要があります。

津波による浸水が想定される土地については、各都道府県が津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「津波防災地域づくり法」という。）第8条に基づき「津波浸水想定」を公表<sup>※2</sup>していますので、参考にした上で、津波による浸水が想定されている区域内にある社会福祉施設等であるにもかかわらず、非常災害対策計画が津波を想定したものになっていない場合には、津波注意報・警報等が発表された場合の対応を追記する等、内容の見直しをお願いします。

#### ※1 例：指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホームの場合）

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

（平成11年3月31日厚生省令第39号）

（非常災害対策）

第二十六条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

※2 津波浸水想定公表状況については以下のURLでご確認いただけます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001267694.pdf>

津波浸水想定が設定されていない都道府県においては、都道府県（又は市町村）が公表する津波浸水実績図等から津波による浸水リスクをご確認いただけます。

## 2. 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について

社会福祉施設等のうち、津波防災地域づくり法（国土交通省所管）第54条第4項に基づき市町村地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内の避難促進施設※3には、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられています。

避難促進施設において、避難確保計画の作成方法がわからない場合には、国土交通省のHPで作成の手引き※4を公表していますので、参考にした上で、当該計画の作成をお願いします。

### ※3 避難促進施設（津波防災地域づくり法第71条）

次のいずれかにあたるもの。

- 二 社会福祉施設、学校、医療施設、その他主として防災上配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして政令で定めるもの

### ※4 ① 要配慮者利用施設（医療施設を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）」（平成29年1月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）

[http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibu/pdf/hinankakuho\\_tebiki\\_tsunami201701.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibu/pdf/hinankakuho_tebiki_tsunami201701.pdf)

### ② 医療施設等（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等）に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）」（平成29年1月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）

[http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibu/pdf/hinankakuho\\_tebiki\\_tsunami\\_iryoku201701.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibu/pdf/hinankakuho_tebiki_tsunami_iryoku201701.pdf)

## 3. その他

- ・ 社会福祉施設等が、非常災害対策計画及び避難確保計画を作成するに当たっては、予め近隣の避難場所を把握しておく必要があります。市町村が定める避難場所の所在地等は市町村の地域防災計画や津波避難計画において確認することができます。

- 避難確保計画は非常災害対策計画に必要事項を追記する形で作成することが可能ですが、市町村への提出が必要と定められていますので、その提出につき遺漏のないようお願いいたします。各計画において必要とされている記載項目については、別紙比較表をご確認ください。
- 厚生省令又は厚生労働省令に基づく避難訓練と津波防災地域づくり法に基づく避難訓練は、別々に実施する必要はありません。避難訓練後に計画の検証や見直しをすることで実効性の高い計画にすることが重要です。

**【問い合わせ先】**

○厚生労働省

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

調整係長 松浦 (内線 4964)

調整係 工藤 (内線 4960)

TEL : 03-5253-1111 (代表) FAX : 03-3595-2749

厚生労働省社会・援護局保護課

予算係長 近藤 (内線 2824)

予算係 西 (内線 2824)

TEL : 03-5253-1111 (代表) FAX : 03-3592-5934

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

福祉財政係長 塚田 (内線 3035)

福祉財政係 元木 (内線 3035)

TEL : 03-5253-1111 (代表) FAX : 03-3591-8914

厚生労働省老健局高齢者支援課

施設係長 中村 (内線 3928)

施設係 黒木 (内線 3927)

TEL : 03-5253-1111 (代表) FAX : 03-3503-3670

○国土交通省

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 相澤 (内線 35439)

津波水防係長 西 (内線 35457)

TEL : 03-5253-8111 (代表) FAX : 03-5253-1603

# 非常災害対策計画と避難確保計画の比較

計画	非常災害対策計画	避難確保計画
<p>根拠法令等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生省令又は厚生労働省令</li> <li>・ 介護保険施設等</li> <li>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）等</li> <li>・ 障害者支援施設等</li> <li>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）等</li> <li>・ 介護施設等</li> <li>救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第18号）等</li> <li>・ 児童福祉施設等</li> <li>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等（昭和23年12月29日厚生省令第63号）等</li> </ul>	<p>水防法（昭和24年法律第193号）</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）</p> <p>津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）</p>
<p>対象（※1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉施設等</li> <li>・ 介護保険施設等</li> <li>・ 障害者支援施設等</li> <li>・ 救護施設等</li> <li>・ 児童福祉施設等</li> </ul>	<p>浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設等）</p>
<p>義務（※2）</p>	<p>非常災害対策計画の作成、避難訓練の実施・避難訓練の実施</p>	<p>避難確保計画の作成及び市町村への提出、避難訓練の実施・避難訓練の実施</p>
<p>計画で定めるべき項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設等の立地条件</li> <li>・ 災害に関する情報の入手方法</li> <li>・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認</li> <li>・ 避難を開始する時期、判断基準</li> <li>・ 避難場所</li> <li>・ 避難経路</li> <li>・ 避難方法</li> <li>・ 災害時の人員体制、指揮系統</li> <li>・ 関係機関との連携体制</li> </ul>	<p>（※3）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の目的</li> <li>・ 計画の適用範囲</li> <li>・ 防災体制</li> <li>・ 情報収集及び伝達</li> <li>・ 避難の誘導</li> <li>・ 避難確保を図るための施設の整備</li> <li>・ 防災教育及び訓練の実施</li> <li>・ 自衛水防組織の業務（自衛水防組織を設置する場合に限る。）</li> </ul>

## 非常災害対策計画と避難確保計画の比較

- ※1 具体的な施設種別は、「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年1月31日老総発0131第1号、老高発0131第1号、老振発0131第1号）、「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年2月1日障障発0201第1号）、「救護施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年1月31日社援保発0131第2号）、「児童福祉施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の調査及び指導・助言について」（平成29年2月20日雇児総発0220第2号）により実施した点検の対象施設・サービス種別に記載のもの。
- ※2 児童福祉施設については原則努力規定。
- ※3 下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、以下の手引きを参考に非常災害対策計画に下線項目を加えることで、避難確保計画を作成したと見なすことが可能。

### 【参考にする手引き】

- 洪水・内水・高潮 : 要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）  
（平成29年6月国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）
- 土砂災害 : 要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き  
（平成29年6月国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課）
- 津波 : 要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）  
（平成29年1月国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）
- 医療施設等（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等）に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）  
（平成29年1月国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）

社会福祉施設等における津波浸水リスクへの対応

施設の種類	津波に対する避難計画の作成等に関する法令規定	施設において必要な対応
所在地に津波による浸水のリスクがない施設	津波に対する避難計画の作成等に関する法令規定はない。	特になし
所在地に津波による浸水のリスクがある(※1)施設	厚生省令又は厚生労働省令(※2)に基づき、非常災害対策計画の作成及び訓練の実施が原則義務化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害対策計画に、津波発生時の対応を追加</li> <li>・津波の発生を想定した訓練を実施</li> </ul>
所在地が津波災害警戒区域に指定されており、地域防災計画に定められている施設	津波防災地域づくり法に基づき、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波の発生を想定した避難確保計画を作成し、市町村に提出</li> <li>・津波の発生を想定した訓練を実施し、市町村に報告</li> </ul>

(※1) 津波による浸水のリスクは、津波浸水想定その他都道府県(又は市町村)が公表する津波リスクに関する資料から把握できる。

(※2) 例えば、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の場合、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)」

事務連絡  
平成30年10月19日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局総務課

### 社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

日頃より、社会福祉施設等における被災状況の報告や各種調査にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の平成30年7月豪雨、平成30年台風21・24号、平成30年北海道胆振東部地震等の災害においては、大規模な停電や断水、食料不足等が発生し、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化しました。

社会福祉施設等においては、高齢者、障害児者等の日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため、平時の段階から、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、社会福祉施設等の事業継続に必要な対策を講じることが重要です。

各都道府県、市区町村におかれては、これまでも非常災害計画の策定や避難訓練の実施等、社会福祉施設等の災害対策に万全を期するよう指導を行っていただいているところですが、今般の被害状況を踏まえ、別添1の社会福祉施設等について、今一度点検すべき事項（例）を別添2のとおり取りまとめましたので、貴管内の社会福祉施設等において、ライフライン等が寸断された場合の対策状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに飲料水、食料等の備蓄、BCP（事業継続計画）の策定推進など必要な対策を行うようご助言をお願いいたします。

(別添1)

## 点検対象施設

### 1. 高齢者関係施設

- (1) 老人短期入所施設
- (2) 養護老人ホーム
- (3) 特別養護老人ホーム
- (4) 軽費老人ホーム
- (5) 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）
- (6) 生活支援ハウス
- (7) 介護老人保健施設
- (8) 介護医療院
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (11) 有料老人ホーム
- (12) サービス付高齢者向け住宅

### 2. 障害児者関係施設

- (1) 障害者支援施設
- (2) 福祉型障害児入所施設
- (3) 医療型障害児入所施設
- (4) 共同生活援助事業所（グループホーム）
- (5) 短期入所事業所
- (6) 療養介護事業所
- (7) 宿泊型自立訓練事業所

### 3. 児童関係施設

- (1) 助産施設
- (2) 乳児院
- (3) 母子生活支援施設
- (4) 児童養護施設
- (5) 児童心理治療施設
- (6) 児童自立支援施設
- (7) 児童自立生活援助事業所
- (8) 小規模住居型児童養育事業所
- (9) 婦人保護施設
- (10) 婦人相談所一時保護施設
- (11) 児童相談所一時保護施設
- (12) 保育所・認定こども園

- (13) 小規模保育事業所
- (14) 事業所内保育事業所（ただし、児童福祉法第34条の15第2項に基づき認可を受けたものに限る）
- (15) 放課後児童健全育成事業実施施設（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設）

#### 4. その他施設

- (1) 救護施設
- (2) 更生施設
- (3) 宿所提供施設